

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業
要求水準書

【修正版：令和7年11月5日】

令和7年9月24日

横浜市

きるよう、書架や貸出等機器の配置に留意すること。また、利用者によるセルフ貸出機器やICタグ等を活用した持ち出し防止ゲートを、導入予定であるが、効率的に設置できるよう、各機能の配置や利用者動線に留意すること。

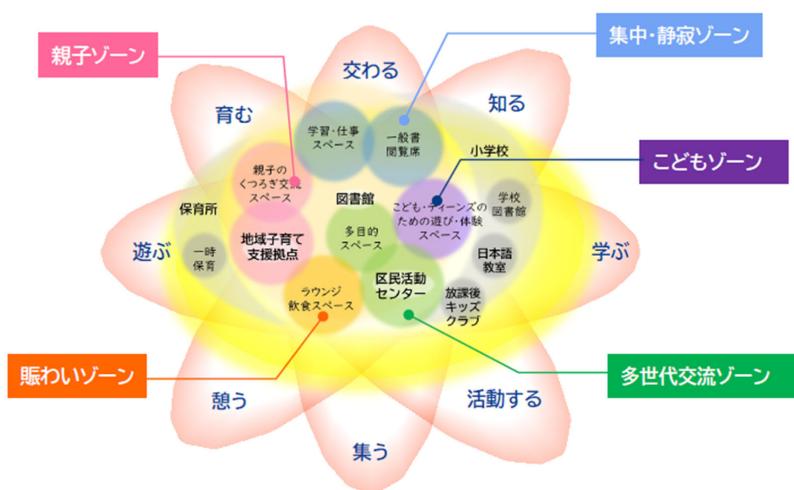
- ・本施設では、各施設の機能を重ねて連携することで、新たな出会いや、豊かな学び・体験・活動の機会を創出し、教育環境の向上及び市民サービスの充実を図ることを目指しており、各機能の配置についてもそれを実現するための工夫を期待するものである。
- ・各機能の配置や連携の考え方については、「別紙3 施設の連携による相乗効果」を参照したうえで提案すること。
- ・図書館は、適宜「参考資料11 横浜市図書館ビジョン」を参照すること。

(2) 市民利用施設のゾーニング

市民利用施設エリアは、大きく次の5つのゾーンで形成する。

図表22 市民利用施設の5つのゾーン

削除: 02



① 親子ゾーン

乳幼児が元気に過ごせ、保護者がくつろぎ、交流する場所

② こどもゾーン

小学校から高校生までの児童・生徒を対象に、子どもが、学び、交わり、遊び、過ごす場所

③ 賑わいゾーン

地域に賑わいにつながるような、開放的な設えや居心地よく滞在できる場所

④ 多世代交流ゾーン

多世代・多文化が交わり、活動する場所

⑤ 集中・静寂ゾーン

知的な活動を支える、読書・学習・仕事のための場所

この5つのゾーニングを念頭に置いて、市民利用施設エリアとして必要な機能が有機的に連携するように配置し、必要な機能が実現できるよう、諸室を整備するとともに、必要な設備や備品等を備えるものとする。

(3) 導入機能及び想定規模

市民利用施設エリアに整備する各機能の想定規模は下表のとおりである。各機能の想定規模は目安とし、各機能間における会議室・スタッフラウンジ等の共有化等により、必要な機能を確保したうえで、想定規模と合致しない提案も認めるものとする。

なお、「別紙11 必要諸室及び仕様」への記載内容と齟齬がある場合、別紙の記載事項を優先する。

図表23 市民利用施設エリアへの導入機能及び想定規模

削除: 13

ゾーン ※1	機能 区分	想定諸室		想定規模 (m ²)
親子 ゾーン	図書館	親子のくつろぎ・ 交流スペース	読み聞かせスペース、親子の飲 食スペース等	300程度
	地域子育て支援拠点	遊び場、乳幼児フリースペー ス、相談室、研修スペース等		270程度
こども ゾーン	図書館	こども・ティーン ズのための学び・ 体験スペース	こどもラボ室、こども学習スペ ース、こどもリビング等	300程度
賑わい ゾーン	図書館	飲食スペース	カフェ等、飲食するスペース	100以上
	図書館	つどい・交流、賑わ いスペース	多目的スペース、ラウンジ、ラ ーニングコモンズ等	500程度
多世代 交流 ゾーン	区民活動センター	会議室、ミーティングスペース 等		270程度
集中静寂 ゾーン	図書館	閲覧スペース等	閲覧席、集中・静寂室、学習・ 仕事スペース、対面朗読室、録 音室等	600程度
各ゾーン ※	図書館	開架書架、貸出カ ウンター等	児童書コーナー、ティーンズコ ーナー、一般書コーナー、地域 資料コーナー、地域活動の関連 図書コーナー、貸出カウンタ ー、相談カウンター等	1,800程度

確保すること。

(2) 導入機能及び想定規模

体育館棟に整備する各機能の想定規模は下表のとおりである。各機能の想定規模は目安とし、必要な機能を確保したうえで、想定規模と合致しない提案も認めるものとする。

なお、「別紙 11 必要諸室及び仕様」への記載内容と齟齬がある場合、別紙の記載事項を優先する。

図表 24 体育館棟への導入機能及び想定規模

削除: 24

機能区分	想定諸室		想定規模 (m ²)	摘要
小学校	体育館	体育場、舞台、器具庫、更衣室、トイレ、バスケット板等	1,100 程度	・ 2階以下に配置
	防災備蓄庫			

図表 24 に掲げる施設のほか、現小学校の体育館の下階にある特別教室や新たな機能など、複合棟の供用開始時に複合棟に設けなくても、ローリング計画を工夫することで学校運営に支障がない「図表 25 体育館棟に導入可能な複合棟の施設」に掲げる施設については、体育館棟に設けることができるものとする。

削除: 35

また、市民利用施設エリアについても体育館棟に設けることができるものとするが、以下の条件を満たすこと。

- 現在の鶴見図書館、区民活動センター及び地域子育て支援拠点から本施設への引越しが複合棟供用開始日までに完了することを前提とする。
- 複合棟の市民利用施設エリアと一体的な空間とすること、複合棟の供用開始時において、2.4.3 「図表 22 市民利用施設の 5 つのゾーン」「図表 23 市民利用施設エリアへの導入機能及び想定規模」に掲げる機能について、機能間での室の共用等により充足させること。
- 複合棟の供用開始時のレイアウトから体育館棟供用開始時のレイアウトに変更する際に追加で市の負担が生じないようにすること。

図表 25 体育館棟に導入可能な複合棟の施設

削除: 45

機能区分	想定諸室	
小学校	特別教室	理科教室、音楽教室、家庭科教室、図画工作教室
	多目的室	多目的施設（学校指定）*
	その他	地域交流室、PTA 会議室
市民利用施設 エリア	提案による	

事3 利用案内作成業務

項目	内容
業務の内容	施設の利用方法や案内図等を掲載したポスター及びパンフレット・リーフレット等（以下、「利用案内」という。）を作成し、施設内で掲示又は配布すること。
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 利用案内は利用者にとって見やすくわかりやすい親切なつくりとすること。また、障害のある利用者にも配慮すること。 掲載情報は「図表 31 利用案内各施設掲載情報等」を基本とし、掲載情報の詳細は市と協議の上、承認を得ること。

削除: エラー! 参照元が見つかりません。

図表 31 利用案内各施設掲載情報等

	フロアガイド	設備 サービス	利用案内	施設紹介	問合せ先
小学校	※	-	-	-	○
放課後キッズクラブ	※	-	-	-	○
日本語教室	※	-	-	-	○
保育所	※	-	-	-	○
図書館	○	○	○	○	○
区民活動センター	○	○	○	○	○
地域子育て支援拠点	○	○	○	○	○
駐車場・駐輪場	○	○	○	○	○
全体	○※	○	○	○	○

※ 全体に含む

事4 施設名称及びロゴ等の策定支援

項目	内容
業務の内容	施設名称及びロゴ等の策定支援業務
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 区民に愛着を持っていただけるような施設名称及びロゴの策定を支援すること。なお、施設名称については、策定方法を含め市と協議するものとし、ロゴについては、デザイン案を複数市に提示したうえで、市と協議により策定すること。 策定したロゴ等の著作権は本市へ移行すること。 策定した施設名称やロゴ等は広報等に活用すること。